力熊本県公報

号外 第 26 号 平成 17 年 7 月 1 日 (金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

条 例

- ○八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡
 - 泉村の合併に伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例・・・・(市町村総室)

本号で公布された条例のあらまし

◇八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に 伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年8月1日に八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村が合併することに伴い、八代市及び八代郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第1項の規定により、特例を定めることとした。

◇玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の 選挙区の特例に関する条例

平成17年10月3日に玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町が合併することに伴い、玉名市及び玉名郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区については、旧市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第1項の規定により、特例を定めることとした。

条 例

八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に伴う 熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例をここに公布する。 平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第68号

八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の合併に 伴う熊本県議会議員の選挙区の特例に関する条例

平成17年8月1日八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃し、その区域をもって八代市を設置することに伴う八代市及び八代郡の区域に係る熊本県議会議員の選挙区は、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第1項の規定により、同日から同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日までの間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附則

- 1 この条例は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の改正等の措置を講ずるものとする。

玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の選挙 区の特例に関する条例をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第69号

玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町の合併に伴う熊本県議会議員の 選挙区の特例に関する条例

平成 17 年 10 月 3 日玉名市、玉名郡岱明町、同郡横島町及び同郡天水町を廃し、その区域をもって玉名市を設置することに伴う玉名市及び玉名郡の区域に係る熊本県議会議員の 選挙区は、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)附則第2条第2項 の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第1項の規定により、同日か ら同日以後初めて行われる一般選挙により選挙される熊本県議会議員の任期が終わる日ま での間に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

- 削
- この条例は、平成17年10月3日から施行する。 熊本県議会は、この条例の施行の日後初めて熊本県議会議員の一般選挙が行われる日 までに、県内の市町村の合併の状況を考慮し、必要があると認めるときは、この条例の 改正等の措置を講ずるものとする。